Q_{15} ＝ 1.000
Q_{16} ＝ 3.000
Q_{17} ＝ 1.000
Q_{18} ＝ 1.000
Q_{19} ＝ 1.000
Q_{20} ＝ 9.000
Q_{21} ＝ 10.000
Q_{22} ＝ 10.000

R_{12}　平成 12 年度において発行を許可された発展基盤緊急整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{13}　平成 13 年度において発行を許可された日本新生緊急基盤整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

U_{14} ＝ 1.000
U_{15} ＝ 1.066
U_{16} ＝ 1.066
U_{17} ＝ 0.902
U_{18} ＝ 0.885
U_{19} ＝ 0.869
U_{20} ＝ 1.033
U_{21} ＝ 1.052
U_{22} ＝ 1.049
U_{23} ＝ 1.016
U_{24} ＝ 0.984

Q_{16} ＝ 1.000
Q_{17} ＝ 1.000
Q_{18} ＝ 1.000
Q_{19} ＝ 1.000
Q_{20} ＝ 0.94000
Q_{21} ＝ 8.000
Q_{22} ＝ 9.000

R_{12}　平成 12 年度において発行を許可された発展基盤緊急整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

S_{13}　平成 13 年度において発行を許可された日本新生緊急基盤整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

T_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た半島振興道路整備事業に係る地方債（発行について地方財政法第 5 条の 3 第 6 項の規定による届出がされた地方債のうち同条第 1 項の規定による協議を受けたならば同条第 10 項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）の額に相当する額

U_{14} ＝ 1.000
U_{15} ＝ 1.049
U_{16} ＝ 1.049
U_{17} ＝ 0.902
U_{18} ＝ 0.885
U_{19} ＝ 0.869
U_{20} ＝ 0.87246
U_{21} ＝ 1.044
U_{22} ＝ 1.049
U_{23} ＝ 1.016
U_{24} ＝ 0.967